

2009年度
倒産法講義
民事再生法 2a

関西大学法学部教授
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法 第2a回

第2章 再生手続の開始

2. 再生手続開始の決定（33条—53条）

- a. 再生手続開始決定
- b. 同時処分と付随的処分
- c. 不服申立て・開始決定の取消し
- d. 再生債務者の地位
- e. 他の手続の中止・訴訟手続の中断
- f. 再生債務者の行為の制限・事業譲渡の代替許可

再生手続開始の決定

- 開始の宣言 決定書に決定の年月日時を記載する（規17条2項）。決定は、この日時から効力を生ずる（33条2項）。
- 同時処分（34条）
 1. 再生債権届出期間（1項。規則18条1項1号）
 2. 再生債権調査期間（1項。規則18条1項2号）
 3. 大規模再生事件におけるその後の通知・呼出しの省略（2項。規則18条2項）
- ✓ 財産状況報告集会の期日を定める必要はない

付随処分1（35条）

公告（1項・2項）

1. 再生手続開始の決定の主文
2. 債権届出期間
3. 社債権者の議決権についての特例
4. 大規模再生事件において通知・呼出しの省略を決定した場合には、その旨

付随処分2（35条）

次の者に公告事項を**通知**する。

1. 再生債務者（3項1号）
 2. 知っている再生債権者（3項1号。4項に注意）
 3. もし選任されていれば、監督委員、管財人又は保全管理人（3項2号）
- ✓ 送達ではなく通知で足りるとされていることに注意（送達なし通知に結び付ける重要な法的効果がない）。

不服申立て（36条）

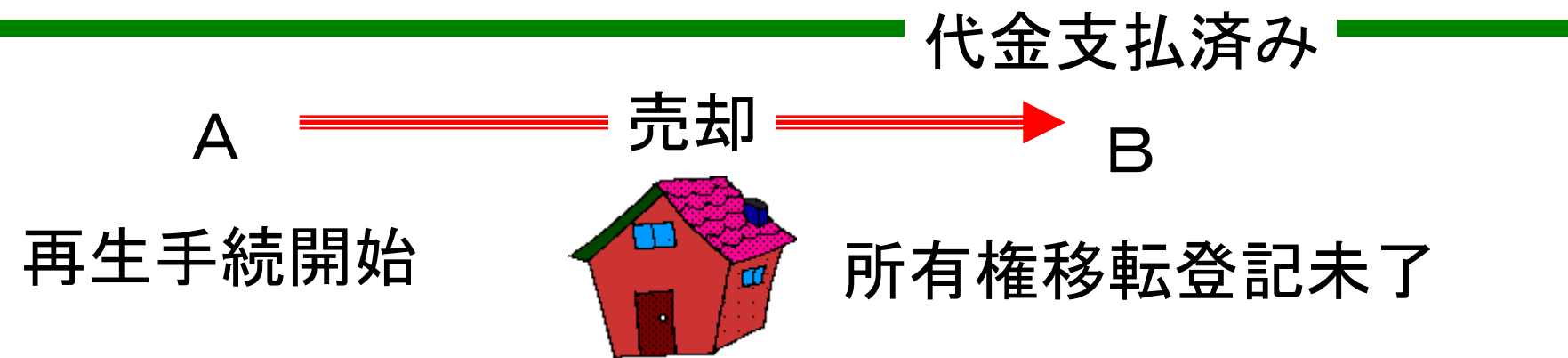
即時抗告権者

1. 申立てを（不適法として又は理由なしとして）棄却する決定に対しては、申立人
 2. 開始決定に対しては、申立人でない債務者・債権者。
- Q1** 棄却決定に対して申立人でない債権者に即時抗告の権利を認めるべきか。
- Q2** 理事・取締役・株主に、棄却決定に対する即時抗告の権利を認めるべきか。開始決定に対してはどうか。

再生債務者の地位（38条・規則1条）

- 原則
 1. 業務の遂行・財産の管理処分の権限の保有
 2. 再生手続追行義務
 3. 公平誠実義務を負う（法人にあってはその執行機関等が負う） → 再生債務者の第三者性
 4. 代表者、決議機関はそのままである。
 - ✓ 否認権は、監督委員に与えられる（56条）
- 例外 管理命令（64条1項）が発せられた場合（66条）

第三者性の問題の例



Bは、再生手続の関係で所有権取得を主張することができるか（Aは、民法177条の第三者に当たるか）？

- 肯定説
- 折衷説 処分制限（41条）や監督命令に基づく処分制限（54条）がなされた場合に限り肯定
- 否定説

再生手続開始決定の効果 他の手続の中止等（39条）

新規申立てが許されない手続		先行している場合
倒産処理手続	破産手続	中止
	特別清算	失効
再生債権に基づく個別執行	強制執行等	中止
	財産開示手続	中止

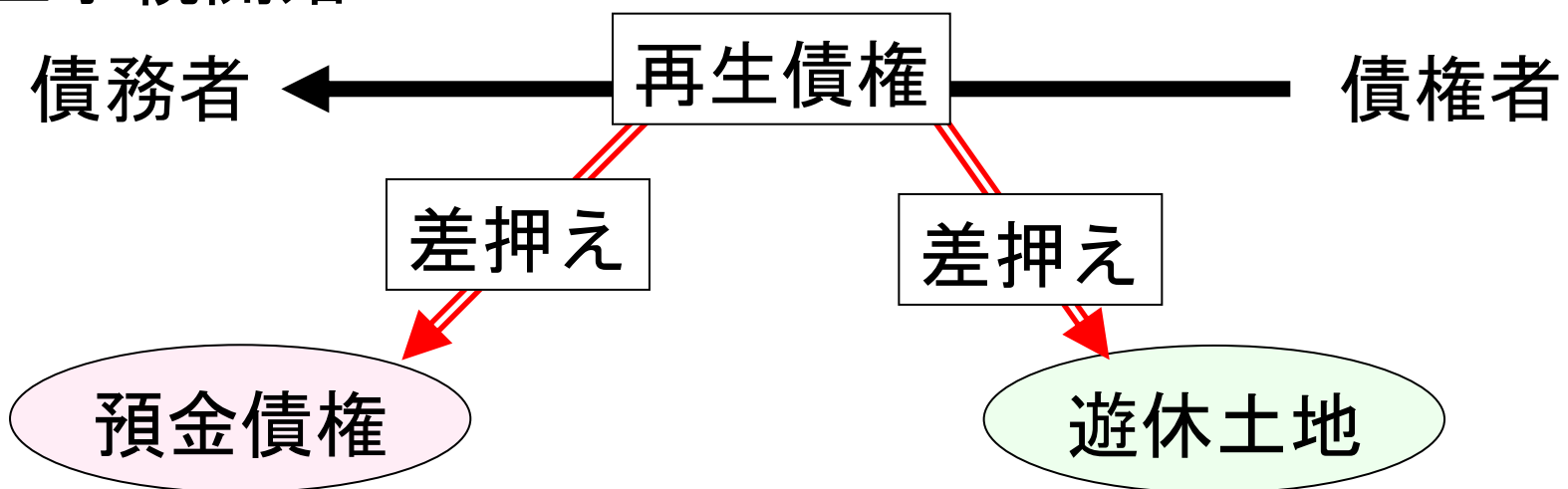
中止された手続は、再生計画認可決定の確定により効力を失う（184条）

影響を受けないもの

- 取戻権に基づく執行手続（52条参照）
- 別除権に基づく執行手続（53条2項） ただし、31条による中止命令および担保権消滅請求（148条）の制度に注意
- 共益債権や一般優先債権に基づく強制執行等（121条2項・122条2項） ただし、121条3項・122条4項に注意

強制執行等の続行・取消し（39条2項）

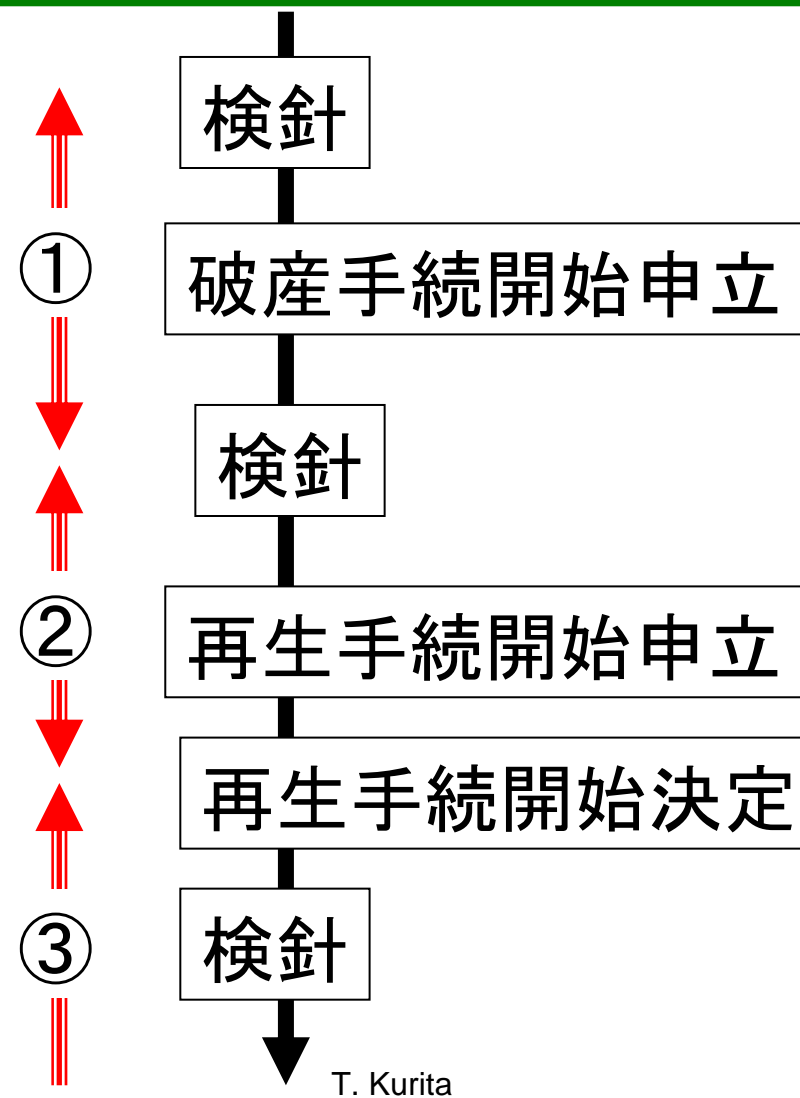
再生手続開始



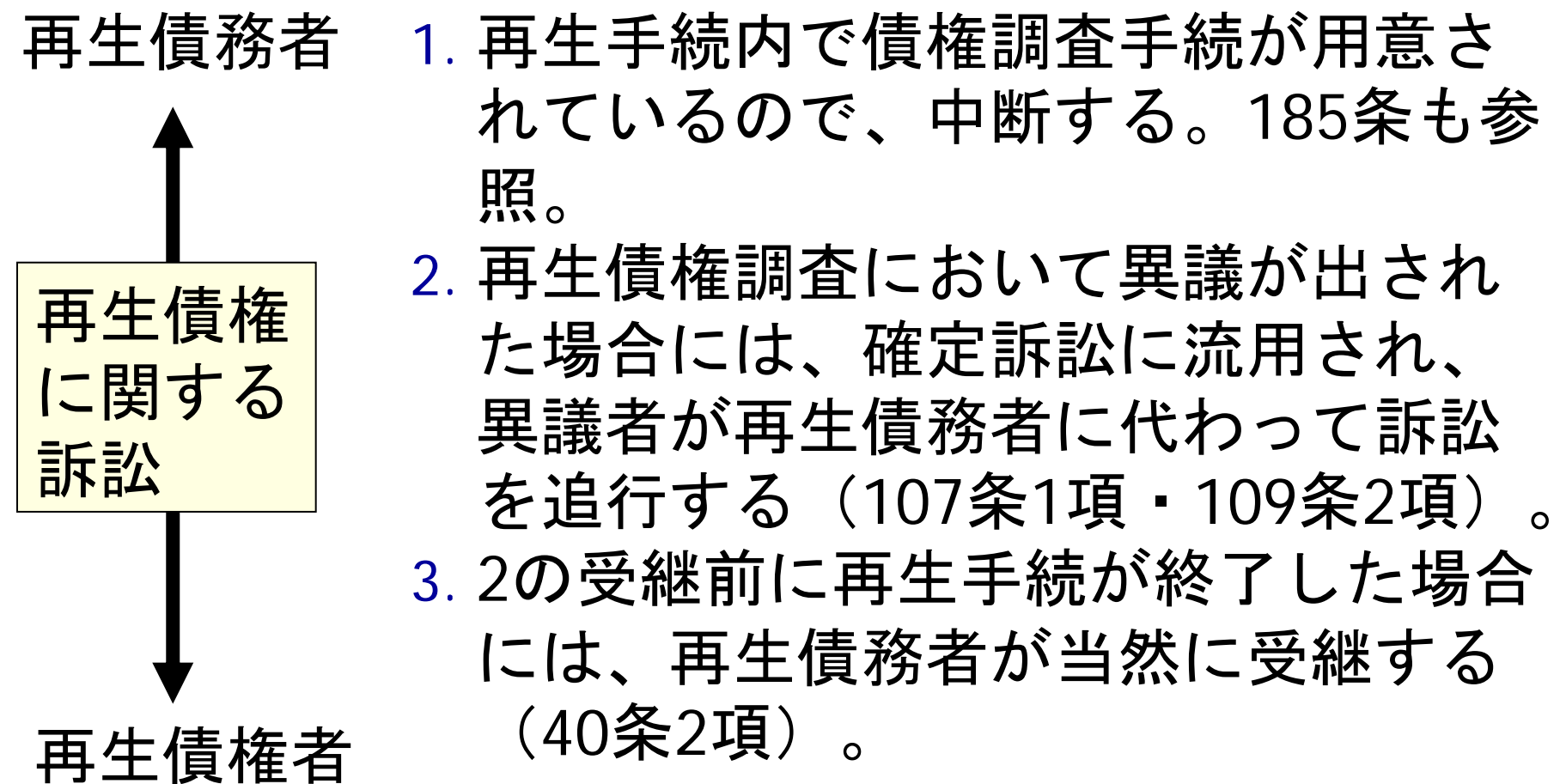
事業のために必要な
ので、差押えを取り消す
必要がある

不動産価格の下落時には
早く売却する方がよい
ので、換価のために
続行（配当はしない）

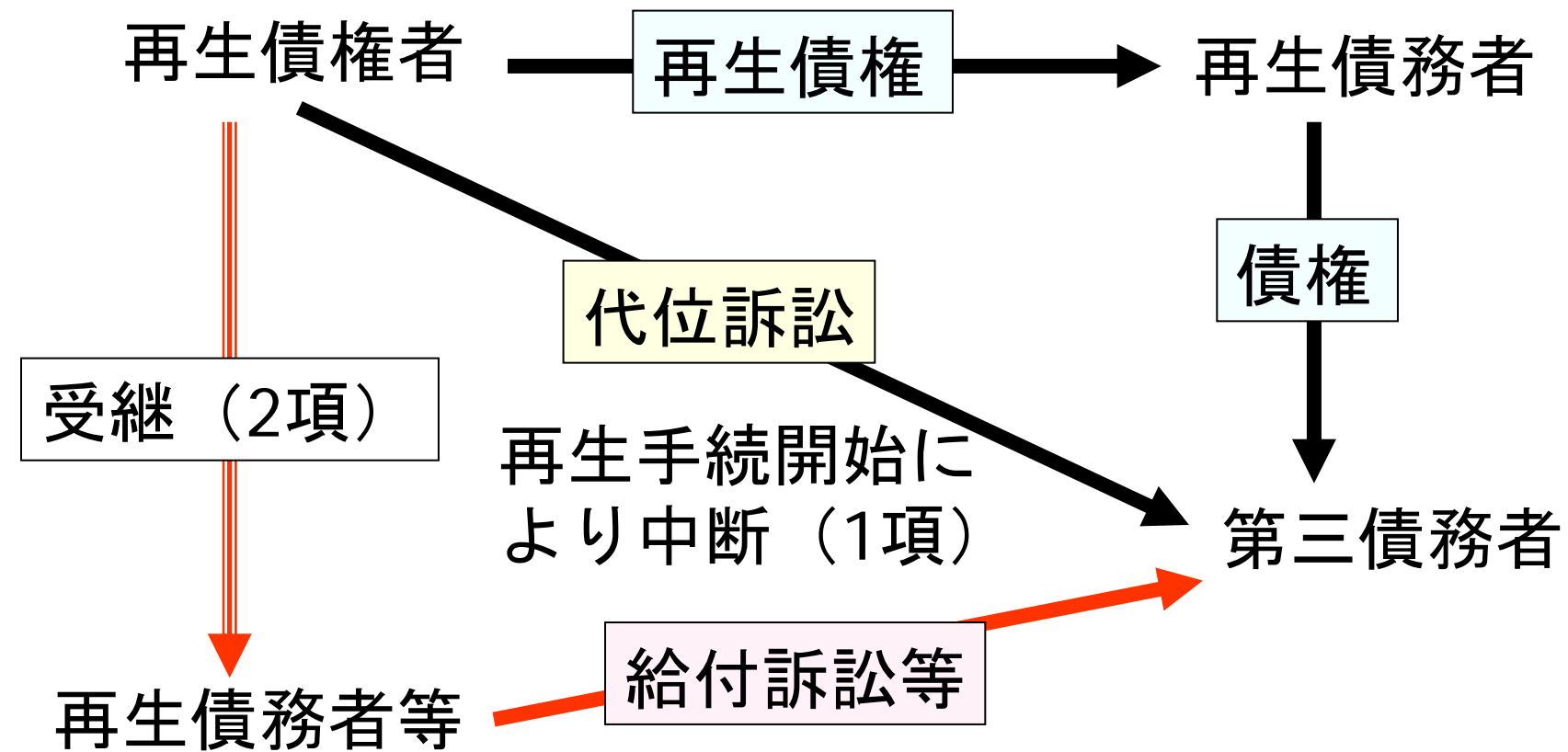
財団債権の共益債権化（39条3項1号）



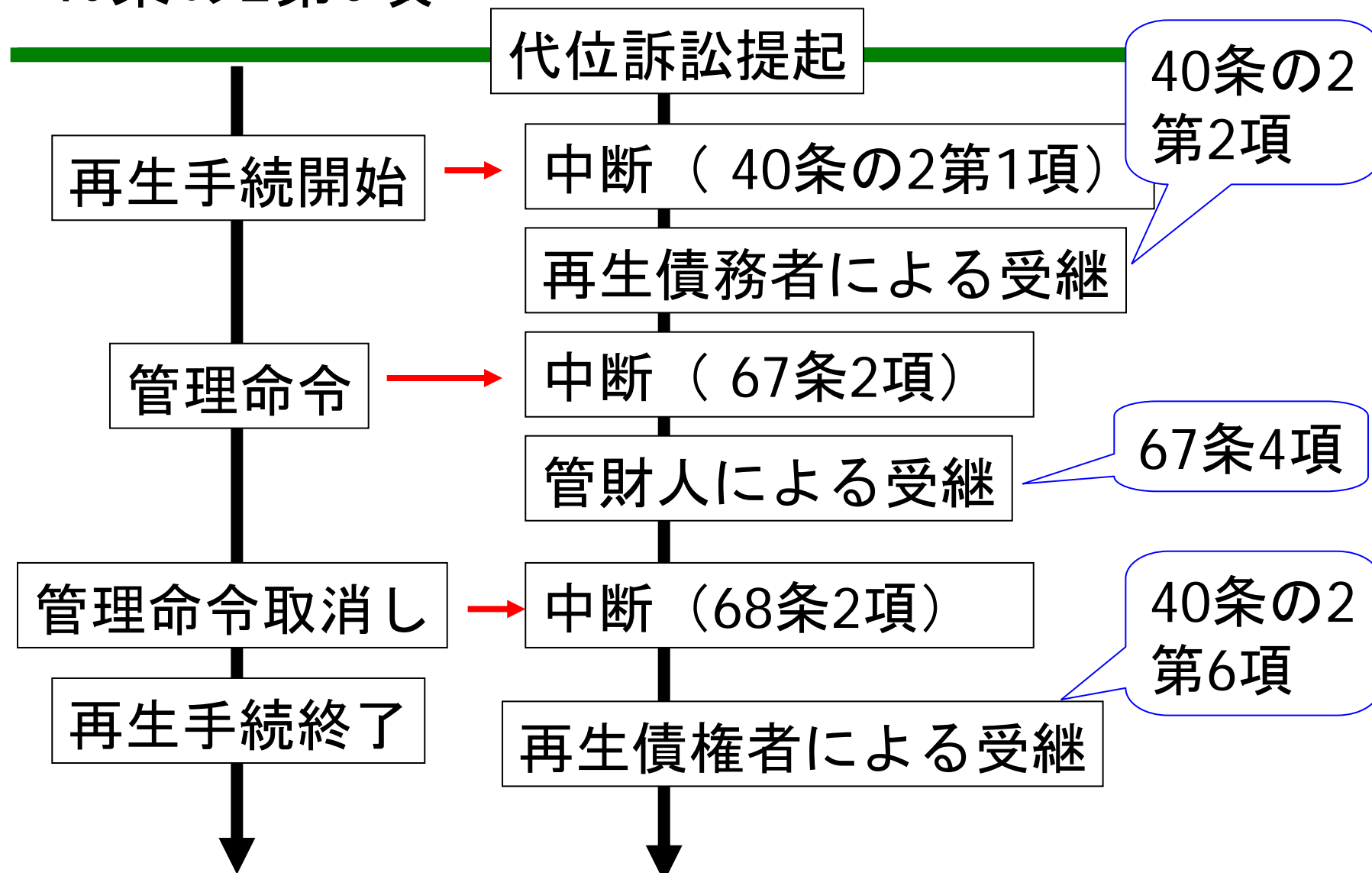
訴訟手続の中断（40条）



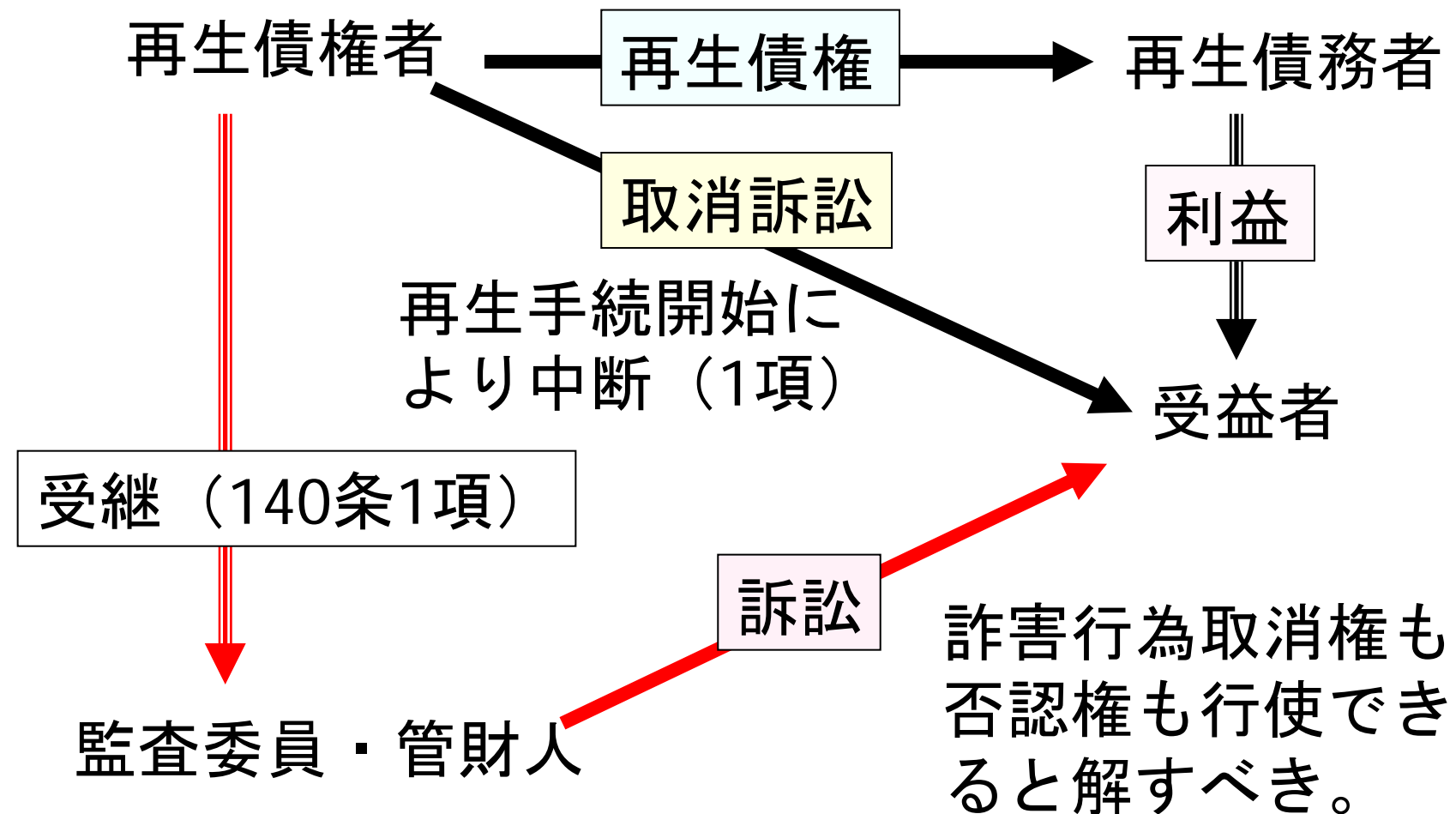
債権者代位訴訟の中断・受継（40条の2）



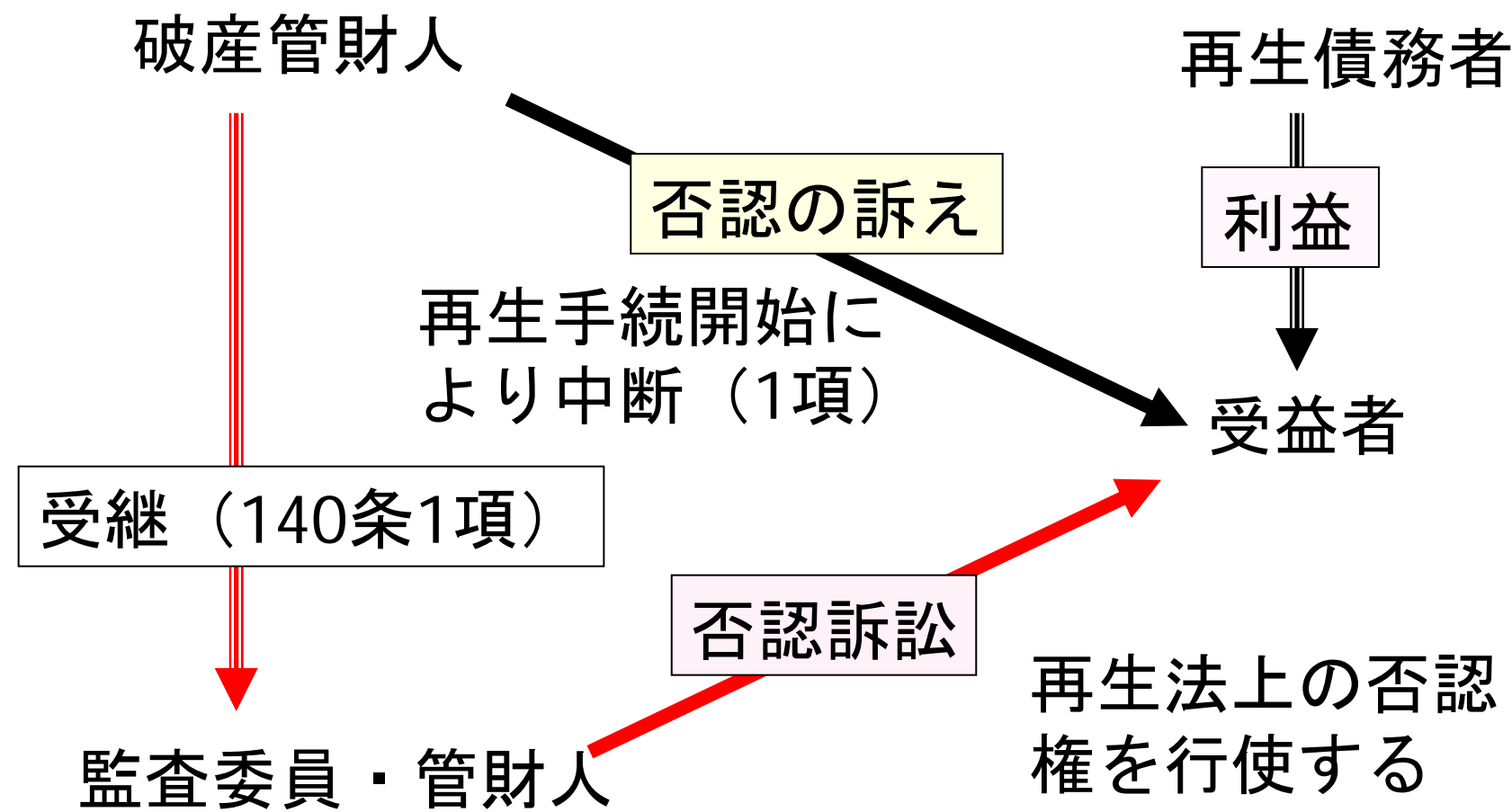
40条の2第6項



詐害行為取消訴訟の中断（40条の2）



破産法の規定による否認訴訟の中断（40条の2）



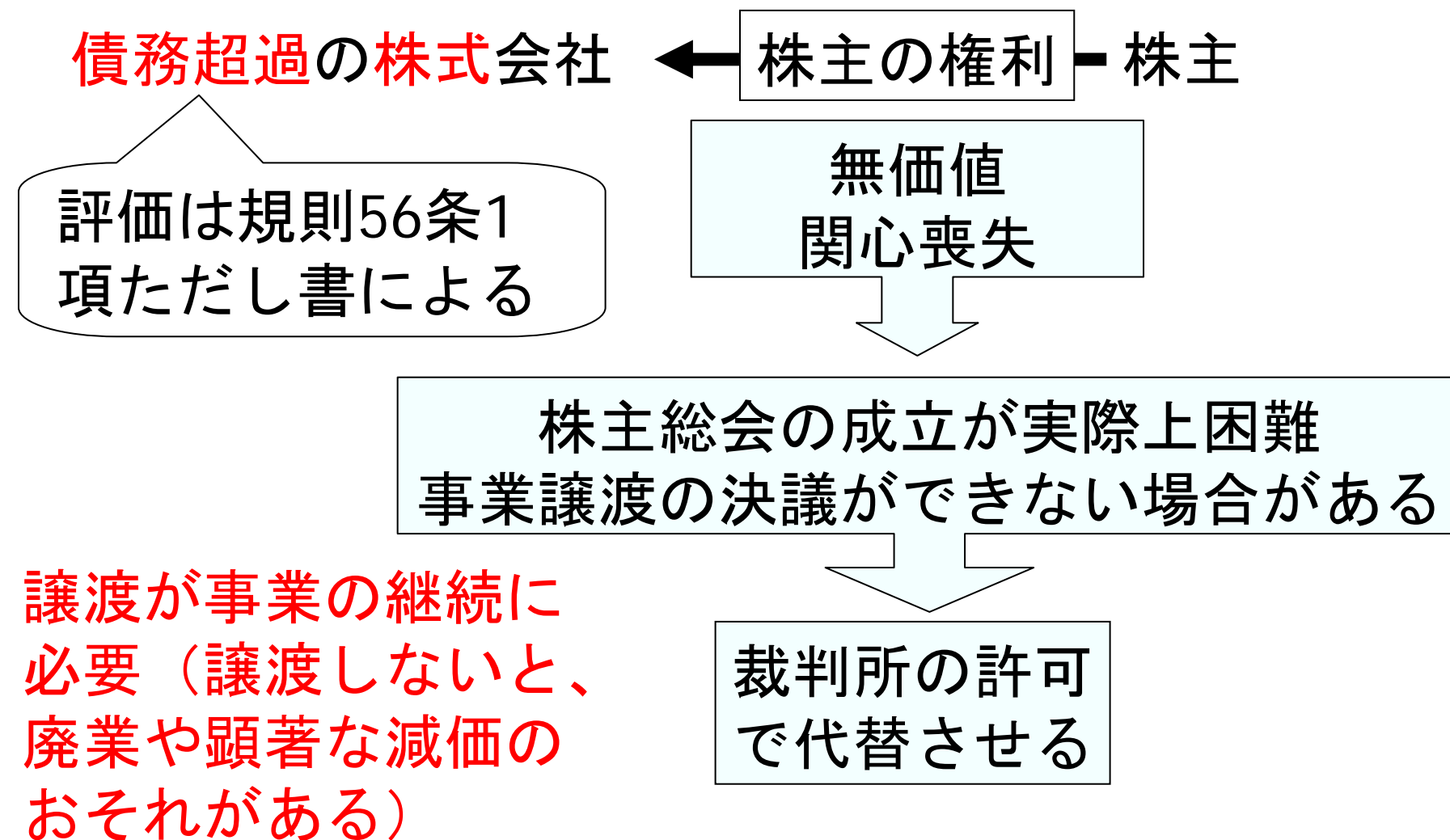
再生債務者等の行為の裁判所によるコントロール（41条）

- 41条1項列挙の行為については、裁判所は、必要があると認めるときは、裁判所の許可を得なければならないものとすることができる（41条1項）。
- [実務運用] 監督委員による同意が必要とされた事項（54条2項）は、通常、裁判所の許可が必要な事項とはしない。
- 善意の相手方の保護（2項） 無過失は要求されていない。

営業・事業の譲渡

- 有機的関連のある積極財産を一括して有利に売却することを可能にするために、営業・事業の譲渡も許されている。再生債権の債務は譲渡対象に含めることができない（ただし、会社法22条・23条に注意）。
- 営業・事業の全部又は重要な一部の譲渡は、常に裁判所の許可が必要（42条1項）。
- 株式会社については、原則として、会社法により必要とされる株主総会の特別決議を経る必要がある。例外規定として43条がある。

事業譲渡の代替許可（43条）



その他

- 42条・43条は、再生手続開始後に適用される（申立て後・開始前の段階は、保全処分の問題であるが、43条の適用はない）。
- 再生計画による営業等の譲渡も許される。
- 再生債務者は、再生計画によらずに、会社法の定めるところに従い会社の分割、合併を行うことも可能。